

相続税の基本的計算の仕組みⅡ

佐藤 達夫 (さとう たつお)

東北税理士会 郡山支部
税理士



前は、相続税の基本的な計算方法と納税義務及び申告期限について考えてみましたが、今回も、その相続税の基本的計算の続きについて考えてみたいと思います。

〔質問1〕

私の父が亡くなりました。知人から相続の話
をされたのですが、誰が相続人になるのか教え
てください。私の家系は祖父母・母・長男・二
男（相談者）・長女・二女（死亡・子有）となっ
ています。

〔回 答〕

相続人とは、被相続人の財産上の権利義務を継
承することのできる法的資格をもつ者をいい、現
民法では、相続人としては、いわゆる「相続人」
だけを認め、次に掲げる一定範囲の親族（配偶者
と血族相続人）にその範囲が定められ、それ以外
の者が相続人となることはありません。

1. 相続人の範囲

相続人には、配偶者相続人と血族相続人の2種
類あります。

「配偶者」とは、法律上の配偶者（夫または妻
のこと）のことを言います。これには、内縁の妻

は含まれません。

「血族」とは、血の続いた親族をいいます。養
子は実子と同様（基礎控除計算制限あり）に扱わ
れます。血族のうち相続人となるのは、直系卑属
（子、孫）直系尊属（父母、祖父母）及び兄弟姉
妹です。

2. 相続人となる順位

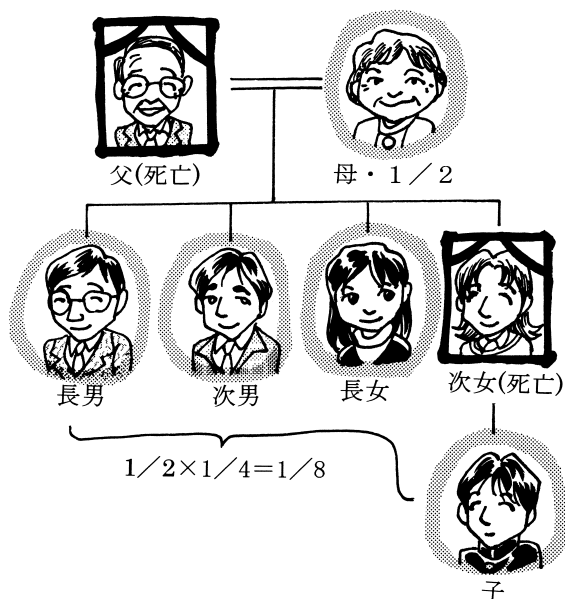
相続人には、次の順番により相続人となること
になります。

(1) 配偶者

被相続人の配偶者は、常に相続人となります。
血族相続人の存在は、関係ありません。血族相続
人がある場合には、それらと共に共同相続人とな
ります。

(2) 血族相続人

血族相続人には、相続の順位があります。次の
順番により相続人となることになります。上位順
位の血族がいない場合には、次の順位の血族者が
相続人となります。



(母)と長男・二男・長女及び二女の子が相続人となることとなります。尚、法定相続人の法定相続分は、次の通りになります。

第1順位	配偶者	1/2	子	1/2
第2順位	配偶者	2/3	直系尊属	1/3
第3順位	配偶者	3/4	兄弟姉妹	1/4

〔質問2〕

私の父が、2月1日に亡くなりました。父の遺産は、3億円です。相続人は、母・長男・長女と私(二男)です。私達は、遺産分割の協議をしてきましたが、この度協議が成立しましたので、相続税の申告を提出したいと思っていますが、母の相続した相続税は、安くなると聞きましたけどどのようにになっているのか教えてください。

〔回答〕

被相続人の配偶者が相続又は遺贈により財産を取得した場合には、配偶者の相続開始後の生活の保障、財産形成への寄与及び次の相続開始時期が早期であろうことを考慮し、一定の計算による限度額をもとに軽減額を算出し、それに対応する金額を軽減した金額が配偶者の納付税額となります。その軽減額の計算方法は、次の通りとなります。

1. 配偶者の税額の軽減額

次のAの金額からBの金額を控除した残額があるときは、その残額をもって納付すべき相続税額とし、Aの金額がBの金額以下であるときは、納付すべき相続税はないものとされます。

A：配偶者について計算された相続税額

B：次の算式により計算される金額

相続税の総額×イ、口のうちのいずれか少な

① 第1順位

血族の中でまず最初に相続人とされるのは、子又はその代襲相続人(子がすでに死亡している場合)です。実子と養子あるいは、嫡出子と非嫡出子は、区分されません。ただし、継子(連れ子)は、被相続人との間に法律上の親子関係がありませんので、養子縁組をしている場合を除き、相続人にはなりません。尚、胎児がいた場合には、相続については、既に生まれたものとして取り扱われますが、死産の場合には、この取り扱いはされないこととなります。

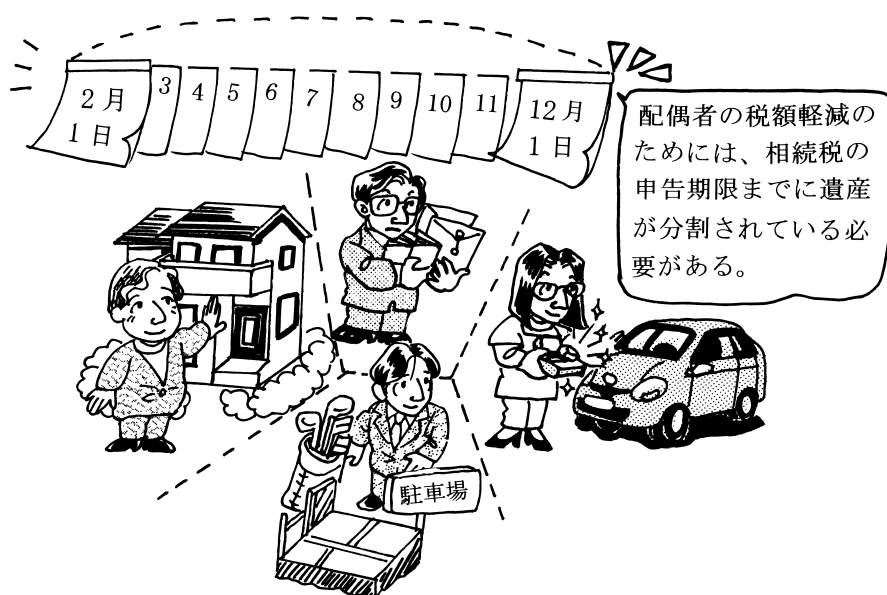
② 第2順位

第1順位の子又はその代襲者が、一人もいないときは、直系尊属(父母、父母がいないときは祖父母)が、その次の相続人となります。

③ 第3順位

第1順位及び第2順位の親族がいないときは、被相続人の兄弟姉妹(代襲者を含む。)が3番目の相続人となります。

以上のことから、相談者の場合には、配偶者



い金額／相続税の課税価格の合計額

イ. 相続税の課税価格の合計額×配偶者の法定相続分（1億6千万円に満たない場合には1億6千万円）

ロ. 配偶者の相続税の課税価格に相当する金額

要するに先月号の相続税の基礎計算の質問1のケースで説明します。

Aの金額・1,880万円

Bの算式

イの金額・10,500万円<16,000万円
∴16,000万円

ロの金額・14,000万円 ∴14,000万円

相続税の課税価格の合計額・21,000万円

相続税の総額・4,000万円

算式に当てはめると次の通りになる。

$4,000万円 \times 14,000万円 / 21,000万円$
=26,666,666円

AとBいずれか少ない金額 ∴1,880万円（軽減額）となる。

結果として配偶者の納付税額はゼロとなります。

2. 手続きと必要書類

配偶者の税額軽減を受けるためには、遺産が相続税の申告期限までに相続人又は包括受遺者によって分割されていることが必要となります。また、次に記載する手続き及び書類の添付が必要となります。更に、申告期限までに財産の全部が未分割の場合には配偶者の税額軽減を受けることができないが、申告期限から3年以内（その間に分割することができない一定のやむを得ない事情があることにつき税務署長の承認を受けたときは、分割できることとなる日の翌日から4ヵ月以内）に分割された場合には、この特例を受けることができるので、更正の請求をすることとなります。

(1) 手続

相続税の申告が要件となり、申告書に一定の事項を記載し、かつ所定の書類を添付すべきことが定められています。ただし、やむを得ない事情がある場合には、宥恕規定が設けられています。

(2) 必要書類

- ① 規定の適用を受ける旨（申告書第5表記載）及び金額の計算に関する明細書
- ② 戸籍の謄本（相続開始から10日を経過した日以後に作成されたものに限る。）
- ③ 遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し（共同相続人及び包括受遺者全員の自署押印と印鑑証明書の添付のあるもの）及びその他の財産の取得の状況を証する書類

〔質問3〕

私の父が、2月1日に亡くなりました。相続人は、母・長男・長女と私（二男）です。全員相続税の申告は既に済んでいるのですが、税額の納付が長女だけ未納になっています。このような場合には、どのようになるのですか教えてください。

〔回答〕

相続又は遺贈により財産を取得した者は、その取得した財産に係る相続税の納税義務を負うこととされており、その納付すべき税額を所定の期限までに納付しなければならないこととされています。

更に、相続税においては、財産を取得した者は、その取得した財産により受けた利益の価額を限度として連帯納付の義務を負うこととされています（相法34①）。この連帯納付義務は、相続税の徴収の確保を目的として、財産取得者相互に課した特別の責任とされ、各財産取得者の納税義務の確定という事実が発生することにより当然に生ずるものとされ、特別の手続きを要しないとされています。従って、財産取得者の固有の納税義務が確定すると所轄税務署は、連帯納付義務者に対して徴収手続きを行うことができます。このようなことから、未納者に対してあらゆる徴収手続きを尽くした後でなければ他の財産取得者に対して督促処分ができないというものではないとされています。

以上のことから、財産取得者が連帯納付義務を負うこととなるわけですが、未納者である長女の現在の財産状況を確認し、金銭納付が可能かどうか、金融機関等から融資を受け将来にわたって返済できるかどうかなどを検討する必要があると思われれます。もし、このような対応が不可能である場合には、所有する財産を処分して納付するように説得する必要があると思います。

